



福岡県医発第 882 号 (地)

平成15年8月 1日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 関 原



ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて別添のとおり通知
がありましたので、ご参考のために送付いたします。

なお、本件については、福岡県医発第651号（H15. 6. 27付）にてご連絡いたし
ております。



都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄 孝

ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ALS患者の在宅療養支援につきましては、厚生労働省「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において検討がなされ、先般報告書が取りまとめられたところでありますが（平成15年6月19日付(地I63)の文書をもって貴会宛に送付済み）、今般、これを受けて厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、在宅ALS患者に対する家族以外の者によるたんの吸引に関して、その在宅療養の現状に鑑み、医師等による適切な医学的管理等一定の条件の下では、当面のやむを得ない措置として許容されるというものであります。また、今回の措置の取扱いについては、3年後にその実施状況や療養環境の整備状況等について把握した上で確認するとしております。この措置は、ホームヘルパー等の業務として位置付けるものではなく、対象も在宅ALS患者に限定していることにご注意ください。

なお、厚生労働省健康局他からも都道府県担当部局に対して、関係通知が発出されておりますので併せてお送り申し上げます。

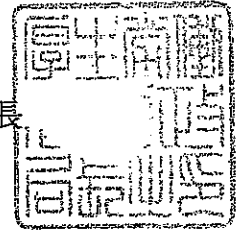
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発第0717001号
平成15年7月17日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

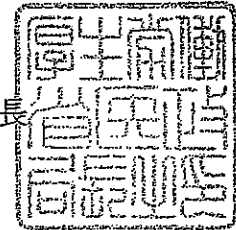
標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事に対して通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。



医政発第0717001号
平成15年7月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について

A L S 患者の在宅療養については、家族が24時間体制で介護を行っているなど、患者・家族の負担が大きくなっており、その負担の軽減を図ることが求められている。このため、在宅A L S 患者の療養生活の質の向上を図るための方策や、A L S 患者に対するたんの吸引の医学的・法的整理について、「看護師等によるA L S 患者の在宅療養支援に関する分科会」において検討されてきたところであるが、今般、報告書が別添1のとおり取りまとめられたところである。

同報告書においては、在宅A L S 患者が家族の介護のみに依存しなくても、円滑な在宅療養生活を送ることができるよう、①訪問看護サービスの充実と質の向上、②医療サービスと福祉サービスの適切な連携確保、③在宅療養を支援する機器の開発・普及の促進及び④家族の休息（レスパイト）の確保のための施策を総合的に推進するなど、在宅A L S 患者の療養環境の向上を図るための措置を講ずることが求められ、その上で、在宅A L S 患者に対する家族以外の者（医師及び看護職員を除く。以下同じ。）によるたんの吸引の実施について、一定の条件の下では、当面の措置として行うこともやむを得ないものと考えられると整理されている。

在宅A L S 患者の療養環境の向上を図るための措置を講じていくことは重要であり、また、たんの吸引については、その危険性を考慮すれば、医師又は看護職員が行うことが原則であるが、A L S 患者の在宅療養の現状にかんがみれば、在宅A L S 患者に対する家族以外の者によるたんの吸引の実施について、下記の条件の下では、当面のやむを得ない措置として許容されるものとする。

貴職におかれては、同報告書の趣旨を御了知の上、関係部局間の連携を密にし、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知するとともに、A L S 患者の在宅療養の支援について適切に対処するようお願いいたします。

たい。

また、同報告書 3. の (2) の iv) の患者の同意に係る同意書の例 (別添 2) を併せて送付するので参考にされたい。

なお、今回の措置の取扱いについては、3 年後にその実施状況や在宅 A L S 患者を取り巻く療養環境の整備状況等について把握した上で確認することを申し添える。

おって、当省関係部局からも A L S 患者の在宅療養の支援に関する通知を発出することとしているので、御留意願いたい。

記

1 療養環境の管理

- (1) 入院先の医師は、患者の病状等を把握し、退院が可能かどうかについて総合的に判断を行う。
- (2) 入院先の医師及び看護職員は、患者が入院から在宅に移行する前に、当該患者について、家族や在宅患者のかかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、家族以外の者等患者の在宅療養に関わる者の役割や連携体制などの状況を把握・確認する。
- (3) 入院先の医師は、患者や家族に対して、在宅に移行することについて、事前に説明を適切に行い、患者の理解を得る。
- (4) 入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び看護職員は、患者の在宅への移行に備え、医療機器・衛生材料等必要な準備を関係者の連携の下に行う。医療機器・衛生材料等については、患者の状態に合わせ、必要かつ十分に患者に提供されることが必要である。
- (5) 家族、入院先の医師、在宅患者のかかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、家族以外の者等患者の在宅療養に関わる者は、患者が在宅に移行した後も、相互に密接な連携を確保する。

2 在宅患者の適切な医学的管理

入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、当該患者について、定期的な診療や訪問看護を行い、適切な医学的管理を行う。

3 家族以外の者に対する教育

入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、家族以外の者に対して、A L S やたんの吸引に関する必要な知識を習得させるとともに、当該患者についてのたんの吸引方法についての指導を行う。

4 患者との関係

患者は、必要な知識及びたんの吸引の方法を習得した家族以外の者に対してたんの吸引について依頼するとともに、当該家族以外の者が自己のたんの吸引を実施することについて、文書により同意する。なお、この際、患者の自由意思に基づいて同意がなされるよう配慮が必要である。

5 医師及び看護職員との連携による適正なたんの吸引の実施

(注：別添1の別紙参照)

- (1) 適切な医学的管理の下で、当該患者に対して適切な診療や訪問看護体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員の指導の下で、家族、入院先の医師、在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を密にして、適正なたんの吸引を実施する。
- (2) この場合において、気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど、危険性が高いことから、家族以外の者が行うたんの吸引の範囲は、口鼻腔内吸引及び気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とする。特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行う間、人工呼吸器を外す必要があるため、安全かつ適切な取扱いが必要である。
- (3) 入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、定期的に、当該家族以外の者がたんの吸引を適正に行うことができていることを確認する。

6 緊急時の連絡・支援体制の確保

家族、入院先の医師、在宅患者のかかりつけ医、訪問看護職員、保健所の保健師等及び家族以外の者等の間で、緊急時の連絡・支援体制を確保する。

(別添1)

「看護師等によるALS患者の在宅療養 支援に関する分科会」報告書

看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会

平成15年6月9日

目次

１．はじめに

２．在宅ＡＬＳ患者の療養環境の向上を図るための措置について

(1) 在宅療養サービスの充実

- (1) 施策の総合的な充実
- (2) 訪問看護サービスの充実と質の向上
- (3) 医療サービスと福祉サービスの適切な連携確保
- (4) 在宅療養を支援する機器の開発・普及の促進
- (5) 家族の休息（レスパイト）の確保

(2) 入院と在宅療養の的確な組合せ

- (1) 入院から在宅への円滑な移行
- (2) 緊急時等の入院施設の確保

３．たんの吸引行為について

(1) たんの吸引の安全な実施

- (1) 専門的排たん法の普及
- (2) 日常的なたんの吸引に関する適切な対応

(2) 家族以外の者によるたんの吸引について

４．おわりに

別紙 在宅ＡＬＳ患者のたんの吸引における訪問看護と家族以外の者との連携

参考１ ＡＬＳ患者を支援する主な事業（平成15年度）

参考２ 委員名簿

参考３ これまでの検討経緯

1. はじめに

- ALS患者のたんの吸引については、当該行為が患者の身体に及ぼす危険性にかんがみ、原則として、医師又は看護職員が行うべきものとされてきた。
- 在宅ALS患者にとっては、頻繁にたんの吸引が必要であることから、家族が24時間体制で介護を行っているなど、患者・家族の負担が非常に大きくなっており、その負担の軽減を図ることが求められている。
- このような現状にかんがみ、在宅ALS患者に対するたんの吸引行為についての患者・家族の負担の軽減を図るための方策について検討するため、平成15年2月3日に当分科会が設置された。
- 当分科会においては、ALS患者、家族、看護職員、ホームヘルパー等の関係者からヒアリングを行うなど、在宅ALS患者の療養生活の質の向上を図るための看護師等の役割及びALS患者に対するたんの吸引行為の医学的・法律学的整理について、8回にわたって検討してきたところである。
- 今般、当分科会として、これまでの議論を整理し、本報告書を取りまとめたので、これを公表するものである。

2. 在宅ALS患者の療養環境の向上を図るための措置について

(1)在宅療養サービスの充実

(1) 施策の総合的な推進

- ALS（筋萎縮性側索硬化症）は、筋萎縮と筋力低下が特徴的な疾患であり、徐々に全身に拡がり、歩行困難になるほか、言語障害、嚥下障害、呼吸障害に及ぶものであり、病気の進行により、コミュニケーションも阻害され、ベッド上の生活を強いられる患者の苦悩は計り知れない。
- 患者は長期にわたる療養を余儀なくされている状況にあり、人工呼吸器を装着しながら在宅で療養している患者にとっては、頻繁にたんの吸引が必要なこともあり、患者及び患者を介護する家族にとっての負担は大きい。
- こうした現状を踏まえ、患者のQOLの向上や患者及び家族の負担の軽減を図るため、在宅ALS患者の療養環境の更なる向上が求められており、患者が家族の介護のみに依存しなくても、円滑な在宅療養生活を送ることができるよう、以下のような施策を総合的に推進していく必要がある。

(2) 訪問看護サービスの充実と質の向上

- 在宅ＡＬＳ患者の療養生活を支援するためには、訪問看護サービスが十分に提供されることが重要であり、引き続き訪問看護サービスの充実を図っていくことが求められる。
- また、在宅ＡＬＳ患者が必要なときに適切な訪問看護サービスを受けることができるようにするためには、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の費用を補助している「在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業」を積極的に活用するよう、実施主体である都道府県に対して事業の周知徹底を図り、その取組を促進していく必要がある。
- さらに、２４時間の巡回型訪問看護の実施に向けては、同一日に、一人の利用者に対し、複数の訪問看護事業所（訪問看護を実施する医療機関及び訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）から複数回の訪問看護を行えるようにする必要があることから診療報酬上の要件について検討することが望まれる。
- 訪問看護の質の確保については、訪問看護師に対する研修や潜在看護師に対する研修等訪問看護サービスを担うべき看護職員の質を高めるための施策を講ずるべきである。

(3) 医療サービスと福祉サービスの適切な連携確保

- ＡＬＳ患者の在宅療養の支援に関しては、医療機関、訪問看護事業所、訪問介護事業所などのサービス提供機関、あるいは、都道府県等の保健所や市区町村の担当部局など、医療や福祉などの関係機関が多岐にわたっているが、各種サービスの患者への提供についての総合的な連携・調整が十分とは言えない状況にあることから、各機関が相互の連携を適切に図り、地域でのチームケア体制を確立していくことが求められている。このため、国及び地方公共団体において、引き続き、各機関の連携体制や地域のチームケア体制の確立を支援するための施策を講ずるべきである。
- 医学的な管理が必要である在宅ＡＬＳ患者については、チームケア体制において、主治医（入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医）が中心となるべきである。また、患者の退院時指導に際しては、地域の医療や福祉の関係者を参加させるなど、入院期間中から地域でのチームケア体制の確立を図るべきである。なお、在宅ＡＬＳ患者の主治医に対しては、ＡＬＳに関する情報提供が行われることが必要である。また、国及び地方公共団体において、これまでも実施されてきた「特定疾患医療従事者研修」や「難病患者等ホームヘルパー養成研修事業」など、医療や福祉の関係者の研修を引き続き適切に実施する必要がある。
- また、介護保険制度の導入に伴い、保健所の難病患者への関わりが弱まったという指摘もあるが、在宅ＡＬＳ患者を支援するチームケア体制の確立の上で、医療のニーズが高い患者にとって、各種サービスが最適な組み合わせとなるようにするためには、保健所で難病対策を担当する保健師等の役割を始めとして、保健所が担うべき総合的な調整機能は極めて重要であり、今後とも当該機能の充実強化を図るべきである。

- なお、平成15年度から開始される難病相談・支援センター事業を推進するなど、ALS患者や家族に対する相談・支援などを充実させる必要がある。
- (4) 在宅療養を支援する機器の開発・普及の促進
 - たんの自動吸引装置や去たんを促す機器等在宅療養を支援する機器の開発・普及の促進は、患者及び家族の負担の軽減に資するものであることから、引き続き機器の研究開発を促進するための措置を講じるとともに、既存の機器も含めた普及の促進を図るべきである。
- (5) 家族の休息（レスパイト）の確保
 - 家族に必要な休息（レスパイト）を確保し、在宅ALS患者の療養環境の向上を図るため、今後とも、ホームヘルプサービス事業、ショートステイ事業やデイサービス事業などの各種の施策の充実を図っていく必要がある。
 - なお、地方公共団体において、独自に先進的な事業に取り組んでいるところもあり、これらの施策が有効に活用され、また、各地における取組の参考となるように、各種施策の情報提供や周知に努めるべきである。

(2)入院と在宅療養の的確な組合せ

- (1) 入院から在宅への円滑な移行
 - 在宅への移行は、医師の判断に基づくものであるが、入院から在宅への円滑な移行を図っていく上では、退院の判断から退院時指導、退院後の在宅生活に至る一連の過程において、患者の病状、患者の意向、在宅での療養環境も踏まえて対応していくことが重要であり、これを支援するための方策についても検討すべきである。
- (2) 緊急時等の入院施設の確保
 - 患者の病態急変などに対応するため、引き続き入院施設を確保するための施策の推進が必要である。

3．たんの吸引行為について

(1)たんの吸引の安全な実施

- (1) 専門的排たん法の普及
 - 専門的排たん法（体位排たん法、呼吸介助法（スクイーピング）、軽打法、振動法など）が適切に実施されれば、たんの吸引の回数を減少させることができることから、たんの吸引に伴う患者及び家族の負担の軽減を図るためにも、専門的排たん法の普及促進に努める必要がある。
- (2) 日常的なたんの吸引に関する適切な対応
 - 日常的なたんの吸引については、行為の危険性に応じた適切な対応（プロトコール）を示すことが必要である。

(2)家族以外の者によるたんの吸引について

- たんの吸引は、その危険性を考慮すれば、医師又は看護職員が行うことが原則であり、ＡＬＳ患者に対する家族以外の者（医師及び看護職員を除く。以下「家族以外の者」という。）によるたんの吸引については、医師及び看護職員により十分にサービスが提供されるならば、実施する必要はないと考えられる。
- しかしながら、たんの吸引は頻繁に行う必要があることから、大部分の在宅ＡＬＳ患者において、医師や看護職員によるたんの吸引に加えて、家族が行っているのが現状であり、家族の負担軽減が求められている。このような在宅療養の現状にかんがみれば、家族以外の者によるたんの吸引の実施についても、一定の条件の下では、当面の措置として行うこともやむを得ないものと考えられる。この場合においても、医療サービスを受ける機会が閉ざされることのないよう、医師及び看護職員が積極的に関わっていくべきである。
- なお、今回の措置は、在宅ＡＬＳ患者の療養環境の現状にかんがみ、当面やむを得ない措置として実施するものであって、ホームヘルパー業務として位置付けられるものではない。また、今回の措置の取扱いについては、訪問看護サービスの更なる充実やたんの自動吸引装置など在宅療養を支援する機器の開発・普及の進展等、今後における在宅療養環境の変化に応じて、適宜・適切に見直すことが必要であり、まずは３年後に、今回の措置の実施状況や在宅ＡＬＳ患者を取り巻く療養環境の整備状況等について把握した上で確認すべきである。
- 以下は、家族以外の者が患者に対してたんの吸引を行う場合の条件を示したものである。

（１）療養環境の管理

- 入院先の医師は、患者の病状等を把握し、退院が可能かどうかについて総合的に判断を行う。
- 入院先の医師及び看護職員は、患者が入院から在宅に移行する前に、当該患者について、家族や在宅患者のかかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、家族以外の者等患者の在宅療養に関わる者の役割や連携体制などの状況を把握・確認する。
- 入院先の医師は、患者や家族に対して、在宅に移行することについて、事前に説明を適切に行い、患者の理解を得る。
- 入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び看護職員は、患者の在宅への移行に備え、医療機器・衛生材料等必要な準備を関係者の連携の下に行う。医療機器・衛生材料等については、患者の状態に合わせ、必要かつ十分に患者に提供されることが必要である。
- 家族、入院先の医師、在宅患者のかかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、家族以外の者等患者の在宅療養に関わる者は、患者が在宅に移行した後も、相互に密接な連携を確保する。

（２）在宅患者の適切な医学的管理

- 入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、当該患者について、定期的な診療や訪問看護を行い、適切な医学的管理を行う。

）家族以外の者に対する教育

- 入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、家族以外の者に対して、ALSやたんの吸引に関する必要な知識を習得させるとともに、当該患者についてのたんの吸引方法についての指導を行う。

）患者との関係

- 患者は、必要な知識及びたんの吸引の方法を習得した家族以外の者に対してたんの吸引について依頼するとともに、当該家族以外の者が自己のたんの吸引を実施することについて、文書により同意する。なお、この際、患者の自由意思に基づいて同意がなされるよう配慮が必要である。

）医師及び看護職員との連携による適正なたんの吸引の実施

（注：別紙参照）

- 適切な医学的管理の下で、当該患者に対して適切な診療や訪問看護体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員の指導の下で、家族、入院先の医師、在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を密にして、適正なたんの吸引を実施する。
- この場合において、気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど、危険性が高いことから、家族以外の者が行うたんの吸引の範囲は、口鼻腔内吸引及び気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とする。特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行う間、人工呼吸器を外す必要があるため、安全かつ適切な取扱いが必要である。
- 入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、定期的に、当該家族以外の者がたんの吸引を適正に行うことができていることを確認する。

）緊急時の連絡・支援体制の確保

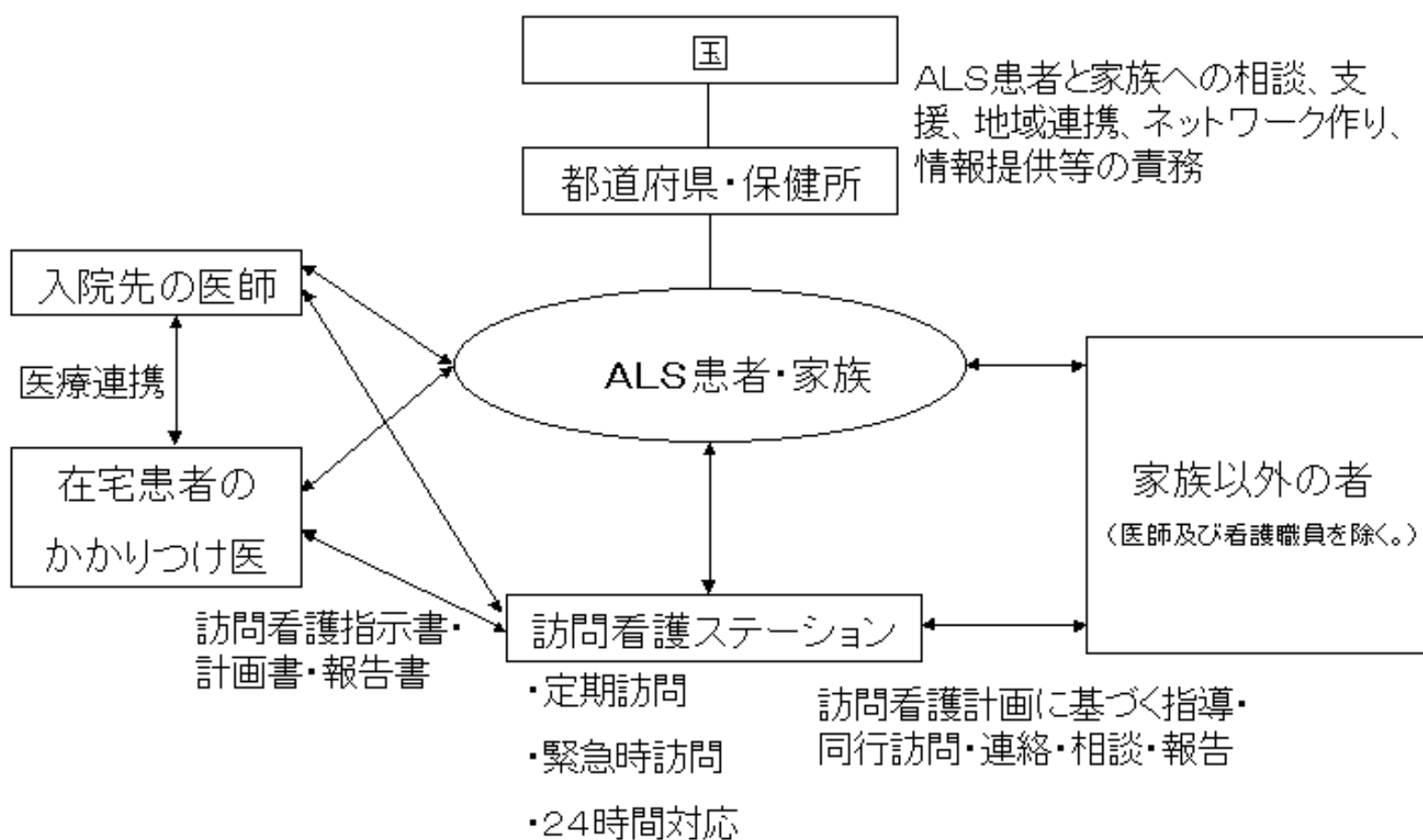
- 家族、入院先の医師、在宅患者のかかりつけ医、訪問看護職員、保健所の保健師等及び家族以外の者等の間で、緊急時の連絡・支援体制を確保する。

4．おわりに

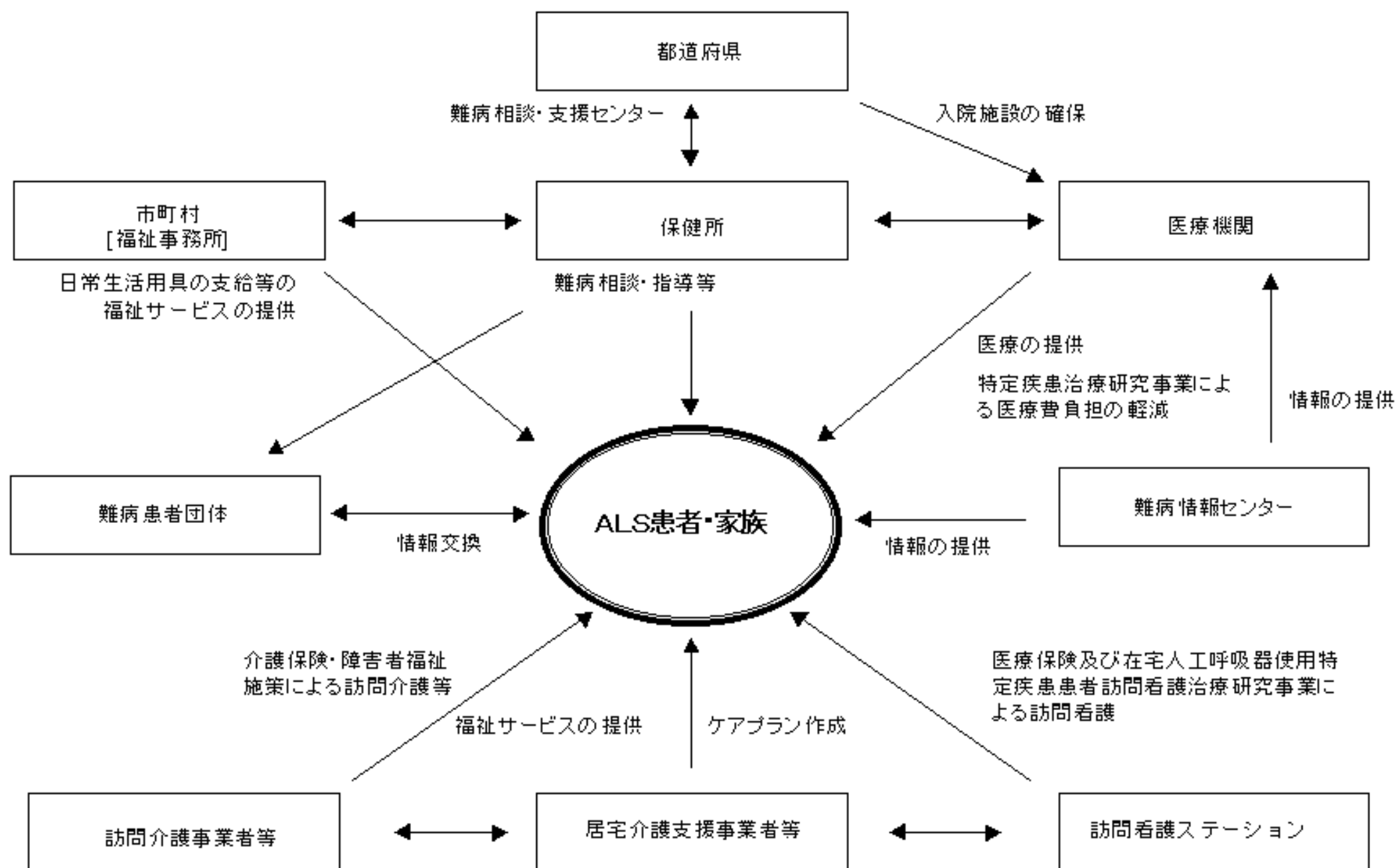
- 本検討会では、在宅ALS患者の在宅療養環境の向上を図るとともに、患者及び家族の負担を軽減する観点から、必要な措置について検討を重ねてきた。
- これらの措置が有効に機能するためには、在宅ALS患者の療養生活を支援する関係者が一体となって取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体を始め、関係者の更なる努力によって、これらの措置が着実に実行され、患者及び家族の療養環境が向上していくことが望まれる。

- なお、本検討会での議論において、在宅医療に携わる者の行う業務や今後の医療と福祉の役割分担も含めた在宅医療の在り方についての議論の必要性が認識されたところであり、これについては、今後の検討課題として早急に検討されるべきであることを申し添える。

在宅ALS患者のたんの吸引における訪問看護と家族以外の者との連携



ALS患者を支援する主な事業(平成15年度)



看護師等によるＡＬＳ患者の在宅療養支援に関する分科会
委員名簿（五十音順）

伊藤 道哉	東北大学大学院医学系研究科講師
川村 佐和子	東京都立保健科学大学保健科学部 看護学科教授
五阿弥 宏安	(株)読売新聞社論説委員
平林 勝政	國學院大學副学長・法学部教授
福永 秀敏	国立療養所南九州病院長
星 北斗	(社)日本医師会常任理事
○ 前田 雅英	東京都立大学法学部教授
山崎 摩耶	(社)日本看護協会常任理事

（ ○ ： 座長 ）

「看護師等によるＡＬＳ患者の在宅療養支援に関する分科会」
これまでの検討経緯

回数	開催日時	議事内容
第 1 回	2 月 3 日 (月) 17:00 ~ 19:00	(1)ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）に関する概況説明 (2)看護師がＡＬＳ患者に行う一時的吸引法について
第 2 回	2 月10日 (月) 17:00 ~ 19:00	患者家族等関係者からのヒアリング
第 3 回	2 月19日 (水) 10:00 ~ 12:00	在宅のＡＬＳ患者に対するたんの吸引行為についての 患者・家族の負担の軽減を図るための方策について
第 4 回	3 月10日 (月) 17:00 ~ 19:00	在宅ＡＬＳ患者対策の現状と課題にいて
第 5 回	3 月26日 (水) 10:00 ~ 12:00	(1)在宅ＡＬＳ患者対策の現状と課題について (2)たんの吸引の医学的整理
第 6 回	4 月15日 (火) 17:30 ~ 20:00	(1)在宅ＡＬＳ患者対策の現状と課題について (2)これまでの議論の整理
第 7 回	4 月22日 (火) 10:00 ~ 12:00	(1)家族以外の者がたんの吸引を行う場合の条件について (2)これまでの議論の取りまとめ
第 8 回	5 月13日 (火) 18:00 ~ 20:00	報告書案について

同意書(例)

平成 年 月 日

氏名 (家族以外の者の氏名) 様

住所 (家族以外の者の住所)

患者氏名 (署名又は記名押印)

私は、あなたがたんの吸引を行うことに同意いたします。

代理人・代筆者氏名
(署名又は記名押印)

同席者氏名
(署名又は記名押印)

※ 患者が未成年者である場合又は患者が署名若しくは記名押印を行うことが困難な場合には、家族等の代理人・代筆者が記入し、当該代理人・代筆者も署名又は記名押印を行ってください。この場合、第3者が同席し、当該同席者も署名又は記名押印を行うことが望ましいものです。



健総発0717001号
健疾発0717001号
平成15年7月17日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長



疾病対策課長



A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について

A L S 患者の在宅療養の支援については、「看護師等によるA L S 患者の在宅療養支援に関する分科会」において検討されてきたところであるが、今般、報告書が別添のとおり取りまとめられたので、同報告書の趣旨を御了知の上、管内の市町村（特別区を含む）、関係機関、関係団体等に周知いただくとともに、下記の実施を推進し、引き続きA L S 患者等の難病患者の在宅療養の支援等に努められるようお願いいたします。

記

- 1 A L S 等の疾患により人工呼吸器を使用しながら在宅で療養している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める者に対しては、必要なときに適切な訪問看護サービスを受けることができるようにするため、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の費用を補助している「在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業」の有効な活用に取り組んでいくこと。
- 2 医療や福祉の関係者に対する「難病患者等ホームヘルパー養成研修事業」を引き続き適切に実施していくこと。

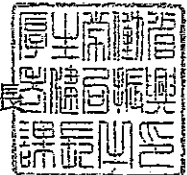
- 3 平成15年度から開始されるALS患者等の難病患者及びその家族に対するきめ細やかな支援を行う難病相談・支援センター事業については、その趣旨を十分御理解のうえ、関係方面の協力を得ながら、積極的に取り組んでいくなど、ALS患者等の難病患者及びその家族に対する相談・支援などをさらに充実させること。
- 4 介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象となっていないALS患者等の難病患者の在宅療養を一層推進し、もって福祉の増進を図ることを目的として、難病患者等居宅生活支援事業における難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給付事業の実施について、貴管下市町村（特別区を含む。）等に再度周知徹底を図ること。
- 5 ALS患者等の難病患者の病態急変などに対応するため、重症難病患者入院施設確保事業を推進することにより、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図ること。
- 6 ALS患者等の難病患者が在宅において療養生活が維持できるよう最適なサービスが提供されることが必要であることから、保健所における難病患者に対する保健、医療、福祉等の種々のサービスの総合調整機能を充実強化すること。なお、難病患者が介護保険の対象者となった場合においても保健所における同様の対応が重要であること。



老振発第0717001号
平成15年7月17日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について

A L S患者の在宅療養の支援については、「看護師等によるA L S患者の在宅療養支援に関する分科会」において検討されてきたところであるが、今般、報告書が別添のとおり取りまとめられたので、貴職におかれては、同報告書の趣旨を御了知の上、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知願いたい。

障 障 発 第 0717001 号
平成 15 年 7 月 17 日



都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について

A L S 患者の在宅療養の支援については、「看護師等による A L S 患者の在宅療養支援に関する分科会」において検討されてきたところであるが、今般、報告書が別添のとおり取りまとめられたので、同報告書の趣旨を御了知の上、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知願いたい。